（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第八十回）	二・一％	平成三十七年六月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第八十一回）	二・〇％	平成三十七年九月二十日	三百二十八億円
利付国庫債券（二十年）（第八十三回）	二・一％	平成三十七年十二月二十日	二十二億円
利付国庫債券（二十年）（第八十四回）	二・〇％	平成三十七年十二月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第八十五回）	二・一％	平成三十八年三月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	七億円
利付国庫債券（二十年）（第百五回）	二・一％	平成四十年九月二十日	五億円
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	四百九十億円
利付国庫債券（三十年）（第二回）	二・四％	平成四十二年二月二十日	四十四億円
利付国庫債券（三十年）（第三回）	二・三％	平成四十二年五月二十日	一億円
利付国庫債券（三十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	二億円
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	六十九億円
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	二十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	五十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	二百五十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	三百二十九億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	八百二十二億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	四百八十億円

○財務省告示第三百七十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月六日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百六十九回、第二百七十一回、第二百七十三回及び第二百七十四回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十三回、第五十四回、第五十五回、第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十五回、第六十七回、第六十九回、第七十回、第七十二回、第七十六回及び第七十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十五億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千九十三億七千三百六十四万九千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年十月二十七日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100 - \text{表面利率} \times \text{残存年数} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} - \text{募入利回り格差}}{100} \times \text{残存年数} \right)$$

十二　利率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365